

○久喜市水道給水条例施行規程

平成22年3月23日

水道企業管理規程第12号

改正 令和2年3月30日水企管理規程第1号

令和3年3月22日水企管理規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市水道給水条例（平成22年久喜市条例第92号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第5条の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去を行う者は、給水装置工事申込書兼設計審査申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(設計変更等の届出)

第3条 前条の規定により給水装置の工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又は当該給水装置の工事を取消ししようとするときは、給水装置工事（設計変更・取消し）届出書（様式第2号）により水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第4条 条例第10条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(給水契約の申込み)

第5条 条例第12条の規定による給水契約の申込みは、給水契約申込書（様式第3号）又は給水契約申込書（新規用）（様式第4号）により行うものとする。

(代理人の選定届)

第6条 条例第13条の規定による代理人を置くときは、給水装置の所有者の代理人選定届出書（様式第5号）により届け出なければならない。

(管理人の選定届等)

第7条 条例第14条の規定により管理人の選定又は変更をした場合は、速やかに管理人選定（変更）届出書（様式第6号）により届け出なければならない。

(定例日)

第8条 条例第23条の規定による定例日は、毎月1日から月末までの間において管理者が区域別に定める。

(使用水量の認定)

第9条 条例第24条の規定による使用水量の認定は、前3回における使用水量その他の事情を斟酌して算定し、これにより難しいときは見積量による。

(料金の納期限)

第10条 条例第27条第1項の料金の納期限は、次に定めるところによる。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 納入通知書による払込みの方法による場合 納入通知書を発行した日の属する月の月末

(2) 金融機関による口座振替の方法による場合 管理者が別に定める口座振替日

2 条例第27条第2項の料金の納期限は、納入通知書を発行した日から14日以内とする。

(督促)

第11条 条例第27条の2の督促状に指定する納期限は、督促状を発行した日から14日以内とする。

(料金等の軽減又は免除)

第12条 条例第29条の規定により料金、手数料その他の費用の軽減又は免除を受けようとする者は、料金等(軽減・免除)申請書(様式第7号)の申請書を提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 料金、手数料その他の費用を軽減する場合の額は、その都度管理者が定める。

(支分引用者への通知)

第13条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。ただし、当該給水装置の改造又は撤去についてあらかじめ支分引用者の承諾を得ている場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の久喜市水道給水条例施行規程(平成11年久喜市水道企業管理規程第2号)、菖蒲町水道事業給水条例施行規則(昭和53年菖蒲町規則第11号)、栗橋町上水道給水条例施行規則(平成15年栗橋町規則第8号)又は鷺宮町水道給水条例施行規則(昭和46年鷺宮町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月30日水企管理規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日水企管理規程第4号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

技術管理者	

課長	課長補佐	係長	担当主査	設計審査	受付

水栓番号		受付番号		受付年月日	
------	--	------	--	-------	--

給水装置工事申込書兼設計審査申込書		年	月	日
久喜市水道事業 久喜市長 あて		申込者 住所 氏名 (代表者) 電話		
私は、次の指定給水装置工事事業者に、給水装置工事の申込手続及び施工に関する一切を委任し、工事を申し込みます。				
指定給水装置 工事事業者	指定番号	第 号		
	住所 名称 (代表者) 電話番号			
	主任技術者 氏名 連絡先	交付番号 第 号		
工事の場所				
土地の所有者	住所 氏名	※申込者と異なる場合に記入		
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日			
工事区分	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去 5 取出			
用途	1 戸建住宅 2 共同住宅(階建 戸) 3 店舗併用住宅 4 店舗 5 その他			
給水方式	1 直結 2 3階直結 3 受水槽(有効 m ³ ・基)			
既設量水器	口径 mm 個 口径 mm 個 一般住宅 戸 共同住宅 戸 店舗併用住宅 戸 その他			
納付金	加入金	新設 mm 個 mm 個	領収済確認印	
		増径 mm 個から mm 個		
			円	
	設計審査手数料		円	
添付書類	1 案内図 2 平面図 3 道路掘削許可書(写) 4 給水分岐承諾書 5 建築確認許可書(写) 6 その他			

案 内 図

平 面 図

様式第2号(第3条関係)

給水装置工事(設計変更・取消し)届出書

年 月 日

久喜市水道事業

久喜市長 あて

届 出 者

住 所

氏 名

下記のとおり給水装置工事を(設計変更・取消し)したいので、久喜市水道給水条例施行規程第3条の規定により届け出ます。

記

工 事 場 所		
工 事 の 種 別		
設 計 変 更 又 は 取 消 し 理 由		
工事申込書受付	第 号	年 月 日

※ 太線内のみ記入してください。

様式第3号(第5条関係)

給水契約申込書

お客様番号	—	
量水器の口径	φ	
量水器番号		
量水器設置場所		
給水を受けようとする日	年 月 日	
使用者	住所	
	フリガナ氏名	
	連絡先電話	自宅
		勤務先

上記のとおり給水を受けたいので、久喜市水道給水条例が契約の内容となることを合意して、同条例第12条の規定により申込みします。

年 月 日

申込者
住所
フリガナ
氏名
電話

久喜市水道事業
久喜市長 あて

様式第4号(第5条関係)

給水契約申込書(新規用)

※ お客様は、太線内のみ記入してください。

給水区		整理番号	
口径	φ	量水器番号	

量水器設置場所			
使用者 (料金支払者)	住所		
	フリガナ氏名		
	電話	自宅	勤務先
上記のとおり 年 月 日より給水を受けたいので、久喜市水道給水条例が契約の内容となることを合意して、同条例第12条の規定により申込みします。			
年 月 日			
給水装置の所有者			
住所			
氏名			
久喜市水道事業 久喜市長 あて			

上記給水契約申込書に不備な点があり水道料金の支払に支障をきたした場合、申込後2箇月以内に支払が生じた分については、給水装置工事申込代理人である当指定工事業者が支払をいたします。

指定工事業者

代表者名

久喜市水道事業

久喜市長 あて

量水器保管証	
上記に係る量水器を保管します。	
給水装置所有者若しくは使用者又は代理人	
住所	
氏名	

様式第5号(第6条関係)

給水装置の所有者の代理人選定届出書

年 月 日

久喜市水道事業
久喜市長 あて

給水装置の所有者

住 所

氏 名

電 話

久喜市水道給水条例第13条の規定により、下記のとおり給水装置の所有者の代理人を選定したので、届け出ます。

記

代 理 人

住 所

氏 名

電 話

給水装置の設置場所

様式第6号(第7条関係)

管理人選定(変更)届出書

年 月 日

久喜市水道事業
久喜市長 あて

届出者
住 所
氏 名
電 話

私は、水道の使用に関する事項を処理させるため、下記のとおり管理人を選定(変更)したので、久喜市水道給水条例第14条の規定により届け出ます。

記

管 理 人
住 所
氏 名
電 話

給水装置を共有・共用する場所

様式第7号(第12条関係)

料金等(軽減・免除)申請書

年 月 日

久喜市水道事業
久喜市長 あて

申請者
住所
氏名

久喜市水道給水条例第29条の規定により、料金等を下記のとおり軽減・免除されたく申請します。

記

区 分	納付すべき金額(円)	軽減・免除を受けようとする金額(円)
料 金 手 数 料 そ の 他 の 費 用 ()		
申 請 理 由		
申請理由を証明する書類の有無	有 ・ 無	

※ この欄は、記入しないでください。

調 査 決 定	軽減・免除の適否	理 由
	適 ・ 否	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第12条関係)